

保存版

令和6年4月10日

保護者様

加古川市立神野小学校
校長 安茂 聖二

非常時の児童に対する措置基準について（お知らせ）

陽春の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は学校教育にご理解ご支援をいただき、ありがとうございます。

さて、みだしのことについて市教育委員会は非常時の措置基準を定めています。本校も下記のとおり、市措置基準に準拠して対応いたしますのでよろしくお願いいたします。

記

<暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水警報発表の場合>

- 1 登校前、午前7時の時点で、「加古川市」に「警報（暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水）」が発表されている場合、臨時休業とします。学校、地域等からの連絡はありません。
- 2 始業時刻以降に、警報が発令された場合には、気象条件、通学路の状況、学校の実情等を考慮の上、適切な措置をとります。（警報発令が予想される場合は、児童が下校することもありますので、家庭との連絡が取れるように願います。）
 - 下校させる場合は、通学班ごとに教師が引率して安全面に十分配慮して下校します。
 - 連絡は、学校からスクリレで行います。個人的な学校への電話はご遠慮ください。
 - 下校させられない場合は、学校にて児童引き渡しを致します。
- 3 その他の非常事態においても家庭との連絡を密にする必要がありますので、緊急時の連絡先等に変更がありましたら、必ず担任までお知らせください。

<その他の危険が予想される場合>

- 1 竜巻注意情報発表の場合
 - 午前7時の時点で、「兵庫県」に「竜巻注意情報」が発表されている場合、児童は自宅待機とし、解除されてから登校します。できるだけ登校班で登校してください。
- 2 登校中に雷が発生した場合
 - 児童及び保護者の判断により、安全な場所に避難し、雷が遠ざかったのを確認してから登校してください。できるだけ登校班で登校してください。
- 3 地震（震度5弱以上）が発生した場合
 - 登校前に「加古川市」で発生した場合、臨時休業とします。
 - 登校中に発生した場合、登校しますが、通学路の状況、学校の実情等を考慮の上、適切な措置をとります。（児童が下校することもありますので、家庭との連絡が取れるように願います。）
- 4 Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合
 - 登校前に「兵庫県」に発信された場合、自宅待機とします。安全が確保されましたら、登校します。
 - 登下校中に「兵庫県」と発信された場合、自宅か学校の近い方に避難することを原則とします。